

○矢吹町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

平成22年9月2日告示第53号

改正

平成25年9月5日告示第44号

矢吹町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断（補強計画を含む。以下「耐震診断等」という。）を希望する場合、町が、予算の範囲内において耐震診断を行う建築士等を派遣して耐震診断等をすることにより住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 国土交通省住宅局建築指導課監修、一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下、「一般診断法」という。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 補強計画 耐震診断の結果を踏まえ、所有者の住まい方に適した効率的な壁等の補強箇所の明示や概算工事費の算出をいう。
- (3) 耐震診断者 耐震診断等を行う建築士で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断等の業務に必要な講習会等を受講し、耐震診断者名簿に登録された者をいう。

(重点地区等にある住宅)

第3条 福島県安全安心耐震促進事業要綱（平成22年5月10日施行）第3条第4号に規定する重点的対策が必要な地区等にある住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。

- (1) 矢吹町地域防災計画及び矢吹町耐震改修促進計画に位置付けのある緊急輸送路、避難路の沿道の地区にある住宅
- (2) 通学路及び通学路に通じる路線の沿道の地区にある住宅
- (3) 町内会等で住宅耐震化及び地震防災対策について普及活動等を積極的に実施している地区にある住宅
- (4) 老朽木造住宅が密集している地区にある住宅
- (5) 矢吹町地域防災計画及び矢吹町耐震改修促進計画で重点的に耐震化を促進する必要があると位置づけられた地区にある住宅
- (6) 65歳以上の高齢者又は障がい者、未就学児童その他、災害発生時において災害弱者になりやすい人が居住する住宅
- (7) 耐震化普及啓発事業等に出席するなど、住宅耐震化に関する相談等を町や県に行ったことのある人が居住する住宅

(対象住宅)

第4条 耐震診断者の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、町内に存し、前条に規定する重点地区等にある住宅で、次の各号に掲げる要件にすべて該当するものとする。

- (1) 所有者が自ら居住する住宅
- (2) 昭和56年5月31日以前に工事が着手された戸建て住宅
- (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
- (4) 別に定める重点的対策が必要な地区等にある住宅
- (5) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

(派遣の申込み)

第5条 この要綱に基づき耐震診断者の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。）は、構造的に独立した棟ごとに、矢吹町木造住宅耐震診断者派遣申込書（様式第1号）により町長に申し込まなければならない。

(派遣の決定)

第6条 町長は、派遣する耐震診断者を決定したときは、その旨を矢吹町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書（様式第2号）により当該申込者（以下「派遣依頼者」という。）に通知するものとする。

2 町長は、前項の矢吹町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

第7条 派遣依頼者は、矢吹町木造住宅耐震診断者派遣決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに矢吹町木造住宅耐震診断者派遣辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（派遣決定の取り消し）

第8条 町長は、派遣依頼者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき

（2）その他町長が不適当と認める事由が生じたとき

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、矢吹町木造住宅耐震診断者派遣取消通知書（様式第4号）により当該派遣依頼者に通知するものとする。

（耐震診断者の派遣）

第9条 町長は、第6条第1項の耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

（派遣に要する費用）

第10条 耐震診断者の派遣に要する費用は、町が負担するものとする。

（派遣依頼者の費用負担額）

第11条 耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、前条に定める費用にかかる消費税及び地方消費税相当額を、耐震診断終了直後に当該耐震診断者に支払うものとする。

（業務の委託）

第12条 町長は、本事業に関する業務の全部又は一部を専門機関（以下「受託機関」という。）に委託することができる。

（診断結果の通知）

第13条 受託機関は、耐震診断等の結果を矢吹町木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断結果通知書（様式第5号）により当該派遣依頼者に郵送するものとする。

（派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告）

第14条 町長は、派遣依頼者に対して、耐震診断等の結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために必要な限度において、情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

（耐震診断者等の責務）

第15条 耐震診断者及び当該業務の関係者は、耐震診断等を行う際に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）当該耐震診断等に関し、派遣依頼者から第10条に規定する負担費用以外の金銭を受け取ること。

（2）派遣依頼者に対し、不必要的改修を勧めること。

（3）その他、耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

3 耐震診断者の所属する建築士事務所（当該建築士事務所の開設者等が関係する建設会社を含む。）は、当該耐震診断者が耐震診断等を行った住宅の耐震改修工事及びこれらに類する工事を行ってはならない。

（施行の細目）

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年9月5日告示第44号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。